



発行 東京都

目次

37

規則（教）

○東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………一

○東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則……………一

訓令（教）

○東京都教育庁等職員の人事考課に関する規程の一部改正……………二

規則（人）

○公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………二

訓令（人）

○東京都人事委員会事務局職員の人事考課に関する規程の一部改正……………二

訓令（監）

○東京都監査事務局職員の人事考課に関する規程の一部改正……………三

訓令（水）

○東京都水道局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（下水）

○東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程……………三

○東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程……………三

○東京都下水道局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程……………四

○東京都下水道局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程……………四

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程……………四

○下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程……………五

訓令（議）

○東京都議会議員事務局職員の人事考課に関する規程の一部改正……………六

規則（教）

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第六号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 東京都中部学校経営支援センターの項中

同 王子特別支援学校

同 王子第二特別支援学校

同 王子特別支援学校

別表第二 東京都中部学校経営支援センター支所の項中

同 王子特別支援学校

同 王子第二特別支援学校

同 王子特別支援学校

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第七号

東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則の一部を改正する規則  
東京都公立学校事務職員等の人事考課に関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則」を「東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則」に、「一般職非常勤職員及び」を「会計年度任用職員及び」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第五号

東京都教育庁等職員の人事考課に関する規程（平成十四年東京都教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都教育委員会

第五条第三号中「東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則」を「東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則」に、「一般職非常勤職員及び」を「会計年度任用職員及び」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

規 則 (人)

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第一号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人みなと総合研究財団」を「一般財団法人みなと総合研究財団」に、「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に、「東京都職業能力開発協会」を「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」に改める。

別表第二中「株式会社日本宝くじシステム」を「株式会社日本宝くじシステム株式会社」と改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則

訓 令 (人)

●東京都人事委員会訓令第一号

東京都人事委員会事務局職員等の人事考課に関する規程（平成十四年東京都人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会委員長 青山 侖

第五条第三号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

### 訓 令 (監)

#### ●東京都監査委員訓令第一号

東京都監査事務局

東京都監査事務局職員の人事考課に関する規程（平成十四年東京都監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都監査委員	清水 やすこ
東京都監査委員	神 林 茂
東京都監査委員	友 淵 宗 治
東京都監査委員	岩 田 喜美枝
東京都監査委員	松 本 正一郎

第五条第三号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

### 訓 令 (水)

#### ●東京都水道局訓令第一号

局 内 一 般  
各 事 業 所

東京都水道局職員の人事考課に関する規程（平成十四年東京都水道局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

第五条第三号中「東京都水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程」を「東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程」に、「一般職非常勤職員及び」を「会計年度任用職員及び」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

### 規 程 (下水)

#### ●東京都下水道局管理規程第五号

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

東京都下水道局分課規程の一部を改正する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び技監」を「技監及び理事」に改め、同条第六項中「前条第一項」を「前条」に改める。

第三条の表総務部の部理財課の項第十号中「監理団体等」を「政策連携団体等」に改め、同表職員部の部人事課の項第五号中「並びに」を「及び」に改める。

別表第一中「研修担当課長」を「研修・コンプライアンス推進担当課長」に、「及び保安管理担当課長」を「保安管理担当課長及び下水道設備維持管理専門課長」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### ●東京都下水道局管理規程第六号

東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

東京都下水道局下水道事務所処務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局下水道事務所処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「出張所又は」を削る。

第四条第五項中「出張所又は」及び「出張所に出張所長を、ポンプ所に」を削る。

第五条第三項中「、出張所長」を削る。

第六条第四項中「、出張所長」及び「出張所若しくは」を削り、同条第五項中「出張所長」を削り、同条第六項中「、出張所長」及び「出張所若しくは」を削り、同条第七項中「出張所又は」、「又は出張所長」及び「出張所若しくは」を削り、同条第八項中「出張所又は」及び「出張所長又は」を削り、同条第九項中「出張所又は」、「出張所若しくは」及び「出張所長又は」を削る。

第十一条第一項中「出張所長及び」を削る。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第七号

東京都下水道局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

東京都下水道局の標準的な職を定める規程(平成二十八年東京都下水道局管理規程第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「、出張所長(下水道事務所の出張所長をいう。)」を削る。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め

る。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

東京都下水道局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員の人事考課に関する規程(平成十四年東京都下水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「東京都下水道局一般職非常勤職員の任用等に関する規程」を「東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程」に、「一般職非常勤職員及び」を「会計年度任用職員及び」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第九号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小山 哲 司

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程(昭和四十八年東京都下水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「〇・三パーセント」を「〇・二パーセント」に改める。

附則

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程第六条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

●東京都下水道局管理規程第十号

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程(昭和五十一年東京都下水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。  
別記第一号様式を次のように改める。

別記  
第一号様式(第2条関係)

損傷事実調査書		所長	課長	課長代理
		作成年月日	年月日	年月日
調査所	担当者氏名	報告日	年月日	午前午後
場所	状況	原因	年度	
住所	氏名又は名称(代表者名)	業種及び規模	損傷内容	
設置年度	設置年月日	有無	設置年月日	年月日
補修工事の有無				
備考				

上記以外の参考事項は、適宜裏面に記入すること。

附則

- 1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令(議)

●東京都議会議長訓令第一号

東京都議会議長会局

東京都議会議会局職員の人事考課に関する規程(平成十四年東京都議会議長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都議会議長 尾崎 大介

第五条第三号中「一般職非常勤職員の任用等に関する規程」を「会計年度任用職員の任用等に関する規程」に、「一般職非常勤職員及び」を「会計年度任用職員及び」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

